

# 令和2年度議会報告会開催に伴う提言書に対する市の対応

## 提言事項1 早急な河川対策の実施について

### 【議会としての提言】

近年、集中豪雨等の自然災害が激甚化しており、本市においても短期間のうちに2度の水害に見舞われており、市民の貴重な財産、生命が失われている。

これを受けて、県では永野川・巴波川の河川改修事業を計画しているものの、ある程度期間を要する事業であるため、市民からはその間に再び水害に遭うのではないかという不安から、早急な河川対策を求める声が多くあがっている。

#### ① 国・県等の関係機関との連携

永野川・巴波川の河川改修事業の実施主体である県に対し、改修箇所に優先順位をつけ、危険箇所についてはスピード感を持って改修するように働きかけること。また、事業が完了するまでの期間、国・県等の関係機関と連携し、河川パトロールの強化等による危険箇所の確認・対策や、洪水リスク情報の発信等により、市民の不安解消を図ること。

#### ② 市としても河川対策の実施を

永野川・巴波川等の河川管理者は県ではあるが、河川対策を県だけにまかせるのではなく、市としても側溝等の排水路対策や調整池の整備、田んぼダムを活用等の様々な手法を検討し、必要な対策に取り組むこと。

### 【市の対応】

#### ① 国・県等の関係機関との連携

近年の出水により、甚大な被害が発生した一級河川巴波川では、浸水対策事業を導入し、地下捷水路の整備を令和2年度より県において事業に着手し、来年度から本体工事の整備が開始される予定で、令和7年度の完了を目指しております。

一方、一級河川永野川の改良復旧事業については、令和元年度より工事に着手し、令和5年度の完了を目指しております。

市といたしましても、事業の早期完了に向け県に要望し、連携しながら迅速に浸水対策を進め、事業完了までの間、県と合同で河川パトロールを実施するなど、監視の強化を図ってまいります。

あわせて、県では河川監視カメラの増設や、緊急速報メールの配信など行っており、市も連携して洪水リスクの情報を正確に発信することで、市民の不安解消を図ってまいります。

〔治水対策室〕

#### ② 市としても河川対策の実施を

巴波川流域の河川対策といたしましては、市街地中心部を貫流する巴波川へ流込する旧赤津川や清水川等の支川の流量を抑制することが、巴波川本川への負荷の軽減となりますので、これら支川の改修や、調節地の整備を検討しているところであります。

永野川流域の河川対策としたしましては、内水被害が発生しているエリアにおいて、内水被害軽減に向けた対策手法の検討を進めております。

また、洪水対策として有効的な田んぼダムの整備につきましては、昨年度に巴波川上流部の栃木市土地改良区及び、都賀町土地改良区の水田で田んぼダムが整備されました。今年度も、引き続きそれぞれの土地改良区及び、西方地域の小倉堰土地改良区エリアで水田農家にご協力をいただきながら、整備を進めてまいります。〔道路河川維持課・農林整備課〕

## **提言事項2 安全・安心な避難所運営について**

### **【議会としての提言】**

#### **① 避難所における新型コロナウイルス対策**

新型コロナウイルス感染症が拡大する中、市民からは避難所における対策を心配する意見が多く寄せられている。市においては、令和2年6月に「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営指針」を策定しているが、これらの対策を市民に対して周知することで市民の不安解消に努めるとともに、避難所開設時にこの指針に沿った適切な運営ができるよう必要に応じて訓練を実施すること。

#### **② 地域と連携した避難所運営の検討**

現在、市が主体となって避難所の運営を行っているが、大規模災害時には災害対応のため職員がそれぞれの班に分散してしまい、限られた職員できめ細やかな運営をするには限界があることから、自主防災組織等の地域と連携した避難所運営の手法を研究、検討すること。

#### **③ 安全な避難方法の周知**

避難に際しては、行政からの情報だけに頼るのではなく、市民自らが命を守る行動を考え、適切な行動をとることが重要である。しかし、避難所に行くことが避難であるという意識から、危険な状況の中でも、無理に避難所に向かうようなケースも見受けられる。市ではこれまでも広報とちぎやホームページ等で周知を行っているが、引き続き、様々な媒体を活用しながら垂直避難等の避難所に行けない場合の避難方法や避難時に注意すべきこと等の周知を強化すること。

### **【市の対応】**

#### **① 避難所における新型コロナウイルス対策**

新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営指針につきましては、令和2年7月にホームページで周知を行いました。また、広報とちぎ8月号の防災特集記事に併せて、避難所への避難の考え方や感染症対策を含めた持出し物品リストを載せたチラシを全戸配布いたしました。

また、災害時に開設する避難所の運営につきましては、スムーズに避難所の開設・運営を行うことを目的として、避難所開設訓練を実施し、その中で災害時の初動を想定して新型コロナウイルス感染症対策を含めた動線の確認、班員の役割分担、備品の配置確認等を行っております。

さらに、各避難所で班員による避難所の点検を行うとともに避難者受入れ時の訓練を実施し、避難所の開設・運営に備えております。〔危機管理課・健康増進課〕

## ② 地域と連携した避難所運営の検討

市内には65団体の自主防災組織がありますが、市内全体では組織数が少ない状況にあります。まずは、自主防災組織の設立を最優先課題とし研修会、出前講座などにより啓発を行い、組織設立の支援をしております。避難所は、避難者による運営が理想であることから自主防災組織や地域の方と協力体制が取れるよう運営体制の整備を検討いたします。〔危機管理課〕

## ③ 安全な避難方法の周知

適切な避難方法については、安全な場所にいる場合は移動する必要が無いこと、自分や家族の年齢や身体的な状況等に応じて適切なタイミングで避難すること、安全な場所に住む親戚、知人宅、ホテル等も避難先の選択肢になること、屋外へ移動することが危険な場合は自宅の2階や斜面の反対側など少しでも安全な場所へ移動すること等を周知してきたところです。

今後も、出前講座、コミュニティFM出演、広報紙への記事掲載等のあらゆる機会を捉え、周知に努めてまいります。

また、災害対策基本法の改正に伴い、令和3年5月20日から新たな避難情報の運用が開始されていることについても併せて周知してまいります。〔危機管理課〕

# 提言事項3 災害等の緊急時における情報発信の充実について

## 【議会としての提言】

### ① 緊急時でも必要とする情報にアクセスしやすいホームページ作成を

市では広報とちぎをはじめ、ホームページやSNS等の様々な媒体を活用して情報発信を行っている。その中でも、ホームページは災害等の緊急時において、市民に対して迅速な情報発信ができる媒体として重要な役割を担っている。

市のホームページは分かりやすいとの意見がある一方で、災害等の緊急時には情報が溢れて、知りたい情報にたどり着けない等の意見もあることから、このような状況においても、必要とする情報に簡単にアクセスでき、効率的に情報収集ができるよう、ホームページの構造やカテゴリ等の研究、改善を図ること。

### ② インターネットに触れる機会が少ない方への情報発信の強化

市ではこれまでホームページやSNS等の媒体を活用し、市民に対して迅速な情報発信を行っている。市民からはこれらの取組みに対して一定の評価を得られているものの、一方で高齢者等のインターネットに触れる機会が少ない方への情報発信を今後の課題とする意見も多く寄せられている。

防災行政無線等による災害情報の発信は、聞こえづらいといった意見も多く、増設するにもコスト面や騒音等の問題があることから、これらを補完するものとして、防災ラジオの普及促進や、防災行政無線と防災ラジオで連動して流れる情報の充実、自主防災組織等の地域

の組織との連携により、このような方への情報発信を強化すること。

### 【市の対応】

#### ① 緊急時でも必要とする情報にアクセスしやすいホームページ作成を

緊急時の市ホームページでの情報発信について、令和元年東日本台風の際は、災害情報や支援情報を掲載した各ページへのリンクをまとめた、1ページの「集約ページ」を設け、職員が手作業で各ページへのリンク設定をして管理をしましたが、ピーク時には「集約ページ」からリンクされるページ数が非常に多くまた多岐にわたったことや、内容の新旧が一目では確認できないなど、情報にアクセスしにくい状況が発生しました。

現在行っている新型コロナウイルス関連情報の発信については、当初は東日本台風と同様「集約ページ」を設けて発信を行いましたが、情報量が多くなったころから、独立したカテゴリ整理や新着情報の管理ができる「サブサイト」機能を使用した発信に切り替えました。これにより、カテゴリや内容の新旧が自動的に整理され、可視化しやすくなったほか、広報主管課と感染症主管課で、随時協議を行いながら、サブサイト独自のトップページの内容やカテゴリの見直しを行うなど、柔軟な運用を行うことができました。

このことから、今後災害等の緊急時の市ホームページからの情報発信については、速やかに当該情報に特化した「サブサイト」を構築し、情報の集約と発信を行ってまいります。また、ホームページのアクセス解析などにより、市民の皆様が必要としている情報やニーズの変化を随時把握し、優先度の高い情報にアクセスしやすくするなど、効率的な情報発信に努めてまいります。〔広報課〕

#### ② インターネットに触れる機会が少ない方への情報発信の強化

同報系防災行政無線の放送は、雨や風などの気象条件や周辺の建物等による反響、遮音性の高い屋内にいる場合等により、聞き取りにくい場合があるため、防災行政無線から放送された24時間以内の直近の内容を聞くことができる電話応答サービス（TEL：0282-24-3322）の運用の他、市のホームページ、Facebook、Twitterにも放送内容を掲載することで、できる限り広く周知ができるよう努めております。

また、避難情報や開設している避難所等の災害に関する情報については、同報系防災行政無線、防災ラジオ（コミュニティFM）、テレビ、緊急速報メール、CC9登録制メール、市のホームページやSNSなど、複数の媒体において、同内容の情報を発信しております。このことから、市民の皆様においてはご自身に適したいずれかの媒体から情報を取得していただくことができるものと考えております。

引き続き、複数の媒体を用いての遅滞の無い正確な情報発信に努めるとともに、高齢者等のインターネットに触れる機会が少ない方に対しても漏れなく情報が伝達されるよう、情報の収集手段の周知に取り組んでまいります。〔広報課・危機管理課〕

## 提言事項4 多様なニーズに対応した教育環境の整備について

### 【議会としての提言】

### ① 学校への栄養教諭等の配置促進

近年、食物アレルギーを持つ子どもは増加傾向にあるものの、市が作成した「学校給食における食物アレルギー対応マニュアル」によると、校内の常勤栄養士や栄養職員の在籍率は20～30%と低い水準にとどまっている。

学校における食物アレルギー事故を防止し、食物アレルギーを抱える児童生徒及び保護者が安心して生活を送れるようにするためにも、専門的な知識を有する栄養教諭等を適切に配置し、組織体制の強化を促進すること。

### ② 不登校に関する支援体制の事前説明

保護者が不登校に関する支援体制を知らないことは、子どもが不登校になった際に、強い不安を感じたり、周囲に相談できずに孤立したりすることで、初動期に適切な支援を受けられないといった事態にもつながる。

これらの解消を図るため、不登校であるないにかかわらず、年度初め等に、不登校は周囲の環境等によっては誰にでも起こり得ることであることや、学校や市の支援体制について保護者に対して説明を行うように努めること。

### ③ 教職員の知識の向上と情報共有

食物アレルギーや不登校、発達障がい等の様々な課題を抱える児童生徒に適切に対応するためには、教職員がこれらに対する理解を深め、関係者と情報共有をしつつ、連携をしていくことが必要であることから、教職員の定期的な研修の実施や情報共有の場を設ける等の取組みを推進すること。

## 【市の対応】

### ① 学校への栄養教諭等の配置促進

本市におきましては、給食調理場及び学校給食センターに、栄養教諭及び学校栄養職員を15人、市採用の栄養士を5人配置し、食物アレルギーを抱える児童生徒が給食を安心して食べられるとともに、食物アレルギー事故を防止しております。

しかしながら、食物アレルギーを持つ児童生徒が増加し、平成27年3月には、文部科学省の「学校給食における食物アレルギー対応指針」により、組織的な対策を講じる必要があるため、栄養教諭を1校に1人配置できるよう県及び国に要望しております。〔保健給食課〕

### ② 不登校に関する支援体制の事前説明

不登校の要因は学校や本人に関わる状況等個々に異なるものの、誰にでも起こりえる状態であることが国の調査等により示されている。児童生徒に関わる相談窓口の紹介を個人面談等の機会に加えて、PTA保護者会等の機会や学校だより等の方法を通じて周知し、保護者の不安の軽減及び児童生徒の不安の解消に向けた取組みを推進してまいります。〔学校教育課〕

### ③ 教職員の知識の向上と情報共有

食物アレルギーに対する理解を深めるとともに、情報共有の場として、食物アレルギー対応における個別講習会、給食主任研修会、養護部会、食育研究会等を実施しております。

また、年々増加傾向にある不登校や、発達障がい等の様々な課題を抱える児童生徒に対し

て適切に対応するため、市内教職員に向けて研修会を実施しております。また、情報共有のため、学校や他機関とのケース会議等も実施しております。〔学校教育課・保健給食課〕

## **提言事項5 行政のデジタル化の推進について**

### **【議会としての提言】**

新型コロナウイルス感染症の拡大は、行政のデジタル化の遅れによる多くの課題を表面化させた。国においてはデジタル庁の創設を進めるなど、社会全体のデジタル化に向けて大きく動き始めている。市においても、この流れに取り残されることなくデジタル化を加速させることは住民サービスの向上や業務の効率化の観点からも重要である。

#### **① オンライン化による行政手続きの簡素化・効率化の推進**

新しい生活様式に應える行政サービスを実現するためには、押印等の見直しによる手続きの簡素化に加え、電子申請等のオンライン化等の取組みが必要であることから、高齢者等のインターネットに触れる機会の少ない方へ配慮しつつ、これらを推進すること。

#### **② テレワーク等に対応した業務環境の整備**

新型コロナウイルス感染症に対応した働き方としてテレワークやオンライン会議等の必要性が高まっているため、個人情報の取扱いやセキュリティの確保に留意しつつ、必要な業務環境の整備を進めること。

#### **③ 災害対応へのICT活用の検討**

令和元年東日本台風による水害のように被害が広範囲にわたる場合、膨大な情報を分析・整理して復旧作業にあたりたり、市民に対して分かりやすくきめ細やかな情報発信を行ったりするためには、ICTの活用が必要不可欠であることから、災害対応へのICTの効率的な活用について検討を進めること。

### **【市の対応】**

#### **① オンライン化による行政手続きの簡素化・効率化の推進**

申請者の利便性の向上と行政手続きの簡素化を図るとともに、将来的なオンライン化に対応するため、本市では、令和3年3月から申請書等の押印を段階的に廃止しており、9月1日時点において、押印が必要な申請書等の約9割について、押印を廃止したところです。

また、本市における今後のデジタル化の方向性を定めた第2期栃木市情報化計画を令和3年3月に策定し、行政手続きのオンライン化の推進に関する取り組みや、情報通信技術を利用できる人とそうでない人とのデジタルデバインド（情報格差）への対策を掲げております。

現在もインターネットを通し、行政手続きができる電子申請システムを運用しておりますので、より多くの方に利用いただけるようデジタルデバインドに配慮しつつ、申請の種類をさらに増やしてまいります。〔行財政改革推進課・情報システム課〕

#### **② テレワーク等に対応した業務環境の整備**

テレワークについては、使用台数が75台と制限はありますが、本年1月より自宅のパソコンから庁舎内の情報系パソコンをリモートで操作できる自治体テレワークシステムを試

行的に運用しております。

現状では、利用状況が少ないことが課題であり、利用者及び各課からの意見を聞いて、テレワークの可能な業務や課題の洗い出しを実施します。

また、オンライン会議については、専用の Web パソコンの貸出を行っており、各課でオンライン会議が実施されている状況です。〔職員課〕

### ③ 災害対応への ICT 活用の検討

令和元年東日本台風における本市の災害対応について検証した結果、避難した方の約4割が、警戒レベル5の災害発生情報が発令されてから避難行動をしていたことがわかりました。

市から発令する避難情報に応じた適切な避難行動について市民の理解を図り、早めの避難行動に移っていただけるよう啓発を行うとともに、市の的確な防災情報を発信することが重要でありますので、最新の情報発信の手段や方法について常に研究し、災害対応への ICT の効率的な活用について検討を進めてまいります。（※今年度から、スマートフォンなどで避難所の開設・混雑状況が確認できる配信サービスを市ホームページに掲載し、災害時における情報提供の拡充を図っているところであります。）〔危機管理課・情報システム課〕